明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令（**文部科学・厚生労働一**）　一

○一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令（**環境七**）　二

○環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令（**同八**）　二

〔告　示〕

○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（**総務一二七**）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務七八**）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同七九**）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務一〇〇**）　三

○セントルシア政府に対する贈与に関する日本国政府とセントルシア政府との間の書簡の交換に関する件（**同一〇一**）　四

○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（**文部科学四七**）　四

○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（**同四八**）　四

○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（**同四九**）　四

○登録有形民俗文化財の登録を抹消した件（**同五〇**）　四

○重要有形民俗文化財の管理団体の指定の件（**文化庁二四**）　五

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産五九〇**）　五

○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件（**経済産業六五**）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通四三〇～四三三**）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同四三四～四三九**）　八

○直轄砂防工事を施行する件（**同四四〇**）　八

○直轄砂防設備工事を終了した件（**同四四一**）　九

○環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（**環境五六**）　九

○廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準の一部を改正する件（**同五七**）　一〇

○環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件の一部を改正する件（**同五八**）　一〇

〔国会事項〕

内閣　二

〔人事異動〕

内閣　二

〔叙位・叙勲〕

内閣　二

〔官庁報告〕

官庁事項

長崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　三

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（神戸運輸監理部最低賃金公示四）　三

国家試験

平成三十一年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　三

会社その他

省　令

○文部科学省厚生労働省令第一号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第二項第五号の規定に基づき、医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令

医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の二十三第二項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める取組は、次の各号に掲げるものとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の医学部の入学者の一部を、他の入学者と区別して、卒業後に一定の期間にわたり、都道府県（将来において医師の数が少ないことが見込まれると厚生労働大臣が認めた法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域を有するものに限る。）に所在する医療提供施設において、法第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画に基づき診療に従事する意思を有する者のうちから選抜すること。

二　将来において医師の数が少ないことが見込まれると厚生労働大臣が認めた都道府県に所在する大学の医学部の入学者の一部を、他の入学者と区別して、一定の期間以上当該都道府県に住所を有した者のうちから選抜すること。

三　都道府県が、前二号の取組を行う大学に対し、必要な支援を行うこと。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。